

(要約)

## 事情変更法理と契約規範

吉政 知広

### I. 本論文の課題

契約が締結されると、その後事情の変動が生じたとしても、契約の内容は変更されることなく効力を持ち続けるのが原則である。当事者の合意に対して拘束力を付与し、時間の経過やそれに伴う事情の変動にかかわらず、合意の内容の実現に国家が助力する点に契約制度の役割が存在すると考えるならば、この原則は、契約制度にとって欠くことのできない準則だと位置づけることができる。

もっとも、多くの法制においては、この原則に対する重要な例外として、契約が締結された後の事情変動を理由に契約の内容の変更、あるいは、契約の解消を認める事情変更法理が承認されている。日本法においても、一般的な法理としていわゆる「事情変更の原則」が承認されているほか、個別の問題局面について種々の法律の規定や判例を通じて形成されてきた法理が存在する。

こうした事情変更法理の意義と内容を考えるにあたって避けておろすことのできない問題が、私的自治の原則との関係である。私的自治の原則の下では、当事者が自由に契約の内容を定めることができるのが原則であり、内容規制に関する規律を除いて、法が契約の内容を審査することは予定されていない。それにもかかわらず、契約締結後の事情変動を理由として契約の内容の変更、あるいは、契約の解消が命じられるとすると、その根拠はどこに求められるのかという問題を明らかにすることが求められるはずである。本論文は、このような問題関心から、契約制度の意義が私人に対して規範を設定する権限を与える点に存在すると考える場合、事情変更法理がどのように正当化されるのか、そして、その内容はどのようなものであるべきか、検討を試みるものである。

事情変更法理の正当化という課題そのものは、古くより知られたものだということができる。しかし、契約法を取り巻く近時の状況を踏まえると、この課題に改めて正面から取り組むことが要請されていると考えられる。

まず、契約法理論の動向について見ると、1990年代以降の日本の民法学においては、継続的契約が社会において大きな役割を果たしていることが認識され、これまで暗黙のうちに前提とされてきた短期的・単発的な契約だけでなく、継続的契約も視野に入れた契約法理論を構築しようとする潮流が有力となった。そして、長期間にわたる継続的契約の重要な特徴として、時間の経過とともにその内容の変更・調整が必要となることが多いという点があげられる。こうした特徴をもつ継続的契約を適切に規律しうる契約法理論を構想するにあたっては、事情変更法理を、これまで往々にして見られたように例外的・周辺的な問題として把握するのではなく、契約関係において広く問題となる一般的な課題として位置づけ直した上で、その意義と内容を検討することが要請されていると考えられる。

さらに、具体的な問題に目を向けると、近時、契約の内容の変更に関する規律が注目を集めた問題として、いわゆるサブリース契約における賃料減額請求の可否や、労働条件変更法理のあり方をあげることができる。これらの問題がクローズアップされた背景には、不動産賃貸借契約や労働契約に関してこれまでに形成されてきた規律が前提としていた社会状況が大きく変容しているという事情が存在する。新たな状況の下でどのような規律が要請されているのか種々の検討が進められているが、その際には、個別的問題を取り巻く社会状況の変容を追うだけでは必ずしも十分でなく、契約の一般法理としての事情変更法理の意義と内容を確認するという作業が前提として必要だと考えられる。本論文は、事情変更法理を検討するという作業を通じて、契約の内容の変更が問題となる個別問題に関して、今後の議論の基盤を提供することも目的としている。

### II. 本論文の構成と概要

本論文の構成と、各章の概要は次のとおりである。

第1部第1章「契約締結後の事情変動と契約規範」では、当事者によって設定される契約規範と、契約の内容の変更または契約の解消を認める事情変更法理がどのような関係に立つと理解すべきなのか検討が行なわれる。

その手がかりとして、同章では、ドイツ法における議論の展開が検討される。ドイツ民法制定前に主張されたヴィントシャイトの前提論から1990年代に至るまでの主要な学説を整理・検討すると、ドイツでは、一方で、当事者が「○を引き渡す」といった意思表示を行なった以上、その結果を實現することが不能とならない限り、当事者は自らの意思表示に拘束されると考えるアプローチ（意思表示アプローチ）が主張されている。このアプローチに立つ場合、契約の改訂または解消を認める事情変更法理は、原則としてそのまま承認されるはずの当事者の意思表示を制限するものとして位置づけられることになる。これに対して、ドイツでは、当事者が契約においてどのようなリスクを引き受けられているのかという点に着目するアプローチも有力に主張されている（契約規範アプローチ）。このアプローチによると、給付義務の帰趨を定めるのは、当事者が契約においてどのような困難を克服して給付結果を實現することを義務づけられているのかという点になる。

以上の整理を踏まえると、日本法において承認されてきた「事情変更の原則」は、信義誠実の原則にその根拠を求めるものであり、当事者の意思表示をより上位の理念に基づいて制限するという点において、基本的に、上記の「意思表示アプローチ」に立脚するものだと位置づけることができる。しかしながら、私的自治の原則を承認する日本法においても、当事者がどのような権利義務関係を設定するかは、当事者自身にゆだねられているはずである。そうであるならば、当事者の意思表示を制限するものとして事情変更法理を位置づける従来の理解が適切であるとは考えられない。むしろ、当事者が契約規範においてどのような事情変動を克服して給付を履行することを引き受けたのかという点に着目する、契約規範アプローチが採用されるべきであると考えられる。

以上のような、事情変更法理は契約規範の内容確定の問題として位置づけられるべきであるという理解は、次章以下における検討の基本的な視角となるものである。

第1部第2章「契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂」では、契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂がどのような要件の下で認められるべきなのか、そして、それはどのような根拠に基づいて正当化されるのか検討される。

同章では、ドイツ法およびアメリカ法における議論が検討の対象とされるが、諸々の議論整理・分析に際しては、次の2点が分析視角として設定される。第1に、契約の改訂は当事者の私的自治に対する大きな介入となりうるところ、法、および、それを適用する裁判所による介入がどのような根拠から正当化されるのかという点に着目して分析が行なわれる。第2に、当初の契約規範との関係で契約の改訂がどのように正当化されるのかを明らかにするという課題と、契約の改訂が認められるとして、新たな契約関係の形成へ向けて法がどのような形で介入すべきなのかという課題を、意識的に区別して、諸々の議論の整理・分析が行なわれる。

以上の分析視角からドイツ法およびアメリカ法の議論を検討すると、契約に対する介入の正当化根拠については、第1章で析出したのと同様の2つのアプローチを見出すことができる。すなわち、一方で、従来の「事情変更の原則」のように、当事者が設定した契約規範を制限・変更するという観点から、契約の改訂を正当化するアプローチが存在する。しかしながら、契約制度の意義が、私人に対して自らの意思に基づいて規範を設定する権限を与える点にあると考えるならば、契約締結後の事情変動を理由とする契約の改訂についても、当事者による自律的な規範形成を可能な限り支援・尊重する法理を模索するアプローチが採用されるべきである。つまり、ここでも、外在的な理念に照らして契約の内容を是認することができるとかを検討するのではなく、当事者が契約においてどのようなリスク配分を行なっているのかを探求・確定し、引き受けられていないリスクが実現した場面においても、当事者自身による解決を支援・尊重することが検討されるべきだと考えられる。

このように考える場合、上記の第2の分析視角におけるもう一つの課題、すなわち、新たな契約の形成へ向けて法がどのような形で介入すべきなのかと



介入の下で契約の内容を柔軟に調整していくことが要請される契約と、そのような要請の小さい契約の双方を想定した議論が、契約の改訂の可否をめぐる議論においても顔をのぞかせるのである。

第2部においては、事情変更法理に隣接する問題として、いわゆる「履行請求権の限界」、すなわち債権者から債務者に対する履行請求がどのような場合に否定されるのかという問題が検討される。この問題は、伝統的に「履行不能」という概念の下で論じられてきたものであるが、契約の本来的な内容の実現が否定されるという側面に着目するならば、契約の内容が変更あるいは制限される場面の一つとして位置づけることが可能である。

第2部第1章「履行請求権の限界と契約規範」においては、履行請求権をめぐる日本の議論に大きな影響を及ぼしてきたドイツ法を取り上げて、2002年のドイツ民法典（債務法）改正において履行請求権に関する規律が改正された経緯を整理・分析し、「履行請求権の限界」の判断枠組みを明らかにすることが試みられる。

ドイツ債務法改正作業をめぐる諸々の議論を整理・分析すると、「履行請求権の限界」という問題に関して、次の2つのアプローチが主張されていたといえることができる。第1のアプローチは、契約規範の内容、つまり、債務者があたる給付障害を克服することを契約上義務づけられているのかという点に着目して、債権者から債務者に対する履行請求の可否を決しようとするものである。もう1は、立法担当者によって採用されたアプローチであり、債権者は履行請求権を当然に有しているという前提に立ち、履行請求権の遮断を正当化する原理の存否を探究するというものである。後者のアプローチは、給付を行なうことが物理的に不能となった場合だけでなく、法律上の権利行使が他者に対して著しく不均衡な負担を課すことになってはならないという比例原則に基づいて、債権者が給付によって得る利益と給付を実現するために債務者が負担しなければならない出費との間に著しい不均衡が認められる場合にも、履行請求権を遮断することが正当化されると主張するものである。

以上のような整理を踏まえると、日本における伝統的通説は、基本的に後者のアプローチに立ち、「社会通念上の不能」と呼ばれる場面も含めて、履行が不能となった場合に履行請求権が遮断されるべきだと考えてきたといえることができる。しかしながら、第1部でも論じたように、契約制度が両当事者による自律的な権利義務関係の設定を承認するものである以上、どのような給付障害を克服して履行を行う義務を債務者が負っているのかという判断は、当事者が設定した契約規範に照らしてなされるべきものだと考えられる。この場面において行なわれるべきなのは、いかなる場合に給付が「履行不能」に該当するのかを抽象的に探究することではなく、当事者が締結した契約においていかなるリスクを引き受けているのかを確定することのはずである。日本の伝統的通説の枠組みにおいては、債権の存在が考察の出発点に据えられていることの帰結として、問題となっている給付障害について債務者は自らが締結した契約に照らして責任を負わなければならないのか、という分析が完全に抜け落ちてしまっているといえることができる。

もっとも、以上のような理解に立つとしても、債権者が債務者に対して現実の給付を請求する権利であるという履行請求権の特殊性に鑑みて、履行を行うことが客観的に不能になってしまった場合のほか、債権者が給付を受けることについて有している利益と比して債務者に要求される出費が著しく大きなものである場合に、債権者からの履行請求は遮断されると考える可能性がある。その基準は、日本の従来の裁判例の検討などを通じて明らかにされるべきであるが、そのような作業にあたっては、ドイツで示されていた比例原則という考え方は有益な指針になると考えられる。

第2部第2章「ウィーン売買条約における履行請求権の限界」では、大陸法とコモン・ロー法の垣根を越えた契約法の規律の統一を目指す試みとして大きな成功を収めたウィーン売買条約（CISG）が取り上げられる。1980年の採択以降、CISGは、日本の契約法理論に様々な形で影響を及ぼしてきたが、日本も2008年にCISGの批准を果たしており、CISGの規律の内容だけでなく、CISGが日本法の契約法理論に対してどのような課題を投げかけているのか明らかにすることには重要な意味があると考えられる。

CISG は、相手方の不履行に直面した契約当事者に与えられる救済の一つとして、履行請求権の存在を承認している。ただし、CISG は、同時に、CISG を適用する各国の裁判所は、国際私法を除く法廷地法によると同種の売買契約について履行請求が認められない場合、債権者による履行請求を認容する必要がないという例外も認めている（CISG 28 条）。CISG 28 条は、債権者の履行請求権が原則として認められないコモン・ロー諸国に配慮したものであるが、そのことによって、大陸法諸国の裁判所による適用が当然に排除されるわけではない。そこで、ドイツにおいては、どのような場合に、ドイツの裁判所は CISG 28 条に依拠して履行請求を退けるべきなのかという問題が議論されてきた。

ドイツにおける議論を整理・分析すると、この問題を考えるにあたって重要な意味をもっているのは、次の 2 つの視点だということができる。第 1 に、CISG がどこまで統一的な規律を用意しており、各国法の規律を顧慮することを排除しているのか、その目的と射程を明らかにすることが重要である。第 2 の視点として、ドイツでは、CISG 28 条が契約当事者の負担する「義務」ではなく、あくまでも、当事者の義務違反に対して認められる「救済 remedy」に関して、各国の規律を顧慮することを認めた規定だと理解されている。このような理解に立って、「救済」という概念を持たないドイツ契約法において、どのような規律を顧慮して履行請求権を排除することが認められるのか検討が行なわれている。その意味において、CISG 28 条による履行請求権の遮断という問題は、ドイツ債務法とコモン・ロー諸国における「救済」概念が交錯する問題局面であるということができる。

日本においても、CISG の批准を果たした今日、CISG 28 条がどのような場合に適用されるのかという点が問題となるのはもちろんのこと、民法（債権法）の改正へ向けた学会の議論において「レメディー・アプローチ」と呼ばれる考え方が注目を集めるなど、CISG や世界的な契約法の動向を見据えた形で契約法理論の再検討が行なわれている状況にある。国際レベルにおける契約法の統一・調和が急速に進められている状況の中、日本の契約法理論がこのような動きにどのように応接すべきなのか、CISG 28 条をめぐるドイツの議論はいくつもの興味深い視点を提供している。